

第3章 バリアフリー基本構想の推進

以下の推進の枠組みにより、基本構想を推進していきます。

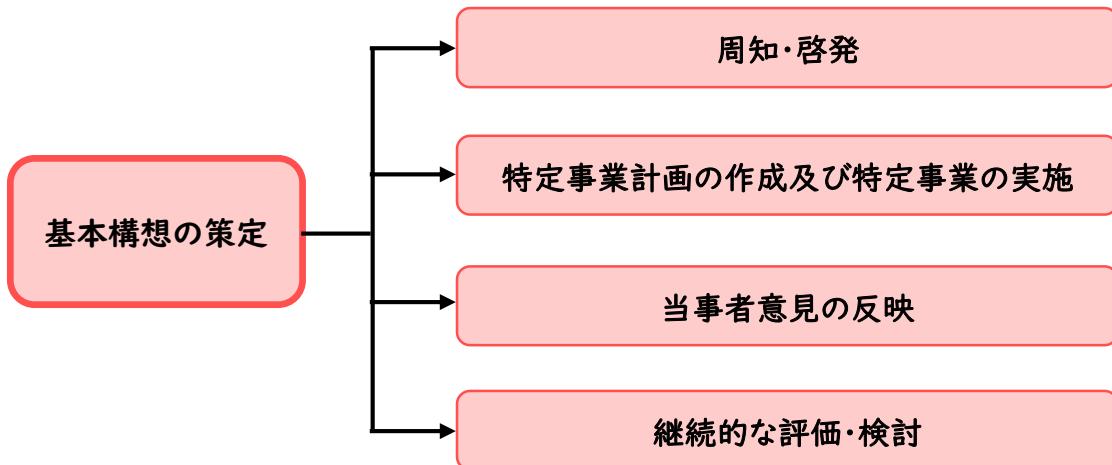


図 3.1 基本構想の推進の枠組み

I 基本構想の周知・啓発

マスタープラン及び基本構想に基づく移動等円滑化に関する事項（バリアフリー方針等）や心のバリアフリーなどについて、生活関連施設の施設設置管理者をはじめ、関係する事業者や市民へ広く周知・啓発していきます。

また、基本構想に基づく整備の進捗状況など、バリアフリー施策の推進に関する情報を取りまとめ、市民に提供できるよう市のホームページ等において情報公開します。

2 特定事業計画の作成及び特定事業の実施

基本構想の策定後、特定事業に位置づけられた施設設置管理者等は、基本構想に基づく具体的な事業計画（特定事業計画）を作成し、事業を実施することがバリアフリー法で義務付けられています。

このことから、「調布駅・布田駅・国領駅周辺地区」、「飛田給駅周辺地区」、「京王多摩川駅周辺地区」の3つの重点整備地区における施設設置管理者等は、基本構想策定後1年を目途に、単独または共同して関係者と十分な意見交換を行い、特定事業計画を作成するとともに、事業の実施によりハード・ソフトの両面でバリアフリー化を推進していきます。

また、特定事業計画の作成時や特定事業等の実施段階においては、多様な当事者の参加による意見交換等を実施し、意見の反映や相互理解の促進を図るように働きかけていきます。

3 当事者意見の反映に留意した継続的な評価・検討

調布市では、「調布市バリアフリー推進協議会」を引き続き設置し、基本構想策定後も、特定事業計画の作成状況の把握(Plan)、特定事業等の実施状況の把握(Do)、事業実施後の点検(Check)と改善策の提案(Action)等といったPDCAサイクルに基づき、基本構想の段階的かつ継続的な発展(スパイラルアップ)を目指します。

協議会では、高齢者、障害者等の当事者や関係する事業者等と意見交換を実施し、意見の反映や相互理解の促進を図るとともに、各事業の進捗状況を把握し、必要に応じて特定事業等の追加を検討していきます。

また、市全域における発展や、市民提案の発意により新たな重点整備地区の設定を検討するなど、今後も定期的に基本構想の見直しを行います。

